

「窓口でキャッシュカード認証により取引を行うお客さま向け特約」の一部改定のお知らせ

当社では、「窓口でキャッシュカード認証により取引を行うお客さま向け特約」を改定し、2024年2月1日（木）以降は新規定でのお取り扱いといたします。

株式会社関西みらい銀行

◆改定内容

- ・次の条項について以下のとおり改定します。

<名称>

改定前	改定後
窓口でキャッシュカード認証により取引を行うお客さま向け特約	キャッシュカード認証により取引を行うお客さま向け特約

<内容>

改定前	改定後
<p>1.（本特約の適用範囲）</p> <p>(1)本特約は当社本支店で無印鑑口座（取引印鑑の届出のない預金口座）の利用のない個人のお客さま（事業用に利用の口座を除く）が窓口でキャッシュカード認証により取引を行う場合に適用されるものとします。但し、「無印鑑口座利用のお客さま向け特約」が適用されるお客さまを除きます。</p> <p>(2)本特約が適用される本支店（以下、「取扱店」といいます。）は当社所定の方法により公表いたします。</p> <p>(3)本特約は、当社が別途定める各取引に係る規定（以下「原規定」といいます。）と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがある事項は本特約の定めが適用され、本特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。</p> <p>(4)本特約が適用されるお客さまが当社の取扱店以外の本支店で取引する場合は本特約によらず、原規定を適用するものとします。</p>	<p>1.（本特約の適用範囲）</p> <p>(1)本特約は当社本支店で無印鑑口座（取引印鑑の届出のない預金口座）の利用のない個人のお客さま（事業用に利用の口座を除く）がキャッシュカード認証により取引を行う場合に適用されるものとします。但し、「無印鑑口座利用のお客さま向け特約」が適用されるお客さまを除きます。</p> <p>(2)本特約が適用される本支店（以下、「取扱店」といいます。）は当社所定の方法により公表いたします。</p> <p>(3)本特約は、当社が別途定める各取引に係る規定（以下「原規定」といいます。）と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがある事項は本特約の定めが適用され、本特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。</p> <p>(4)本特約が適用されるお客さまが当社の取扱店以外の本支店で取引する場合は本特約によらず、原規定を適用するものとします。</p>
<p>2.（取扱店の窓口での取引の方法）</p> <p>取扱店の窓口では、本特約が適用されるお客さまは印鑑取引に加え、キャッシュカードの暗証認証や生体認証による取引を行うことができます。</p>	<p>2.（取扱店での取引の方法）</p> <p>取扱店では、本特約が適用されるお客さまは印鑑取引に加え、キャッシュカードの暗証認証や生体認証による取引を行うことができます。</p>
<p>3.（原規定の変更事項）</p> <p>カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定 <変更後></p> <p>取扱店ではカード認証により次の本人口座に関する取引を行うこととします。但し、お客さまと取引のある当社本支店以外の窓口では、下記③・④および⑤の一部の取引はお取り扱いできません。</p>	<p>3.（原規定の変更事項）</p> <p>カード認証による預金払戻し等に関する取引規定 <変更後></p> <p>取扱店ではカード認証により次の本人口座に関する取引を行うこととします。但し、お客さまと取引のある当社本支店以外では、下記③・④および⑤の一部の取引はお取り扱いできません。</p>
<p>4.（特約の変更等）</p> <p>(1)本特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p>	<p>4.（特約の変更等）</p> <p>(1)本特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p>

以上